

原告 株式会社自由社

被告 国 他3名

第四準備書面

令和4年10月6日

東京地方裁判所 民事第31部 甲合議A係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 高池 勝彦

弁護士 荒木 田 修

弁護士 尾崎 幸廣

- 1 原告は、本件検定（令和元年（2019年）度自由社歴史教科書（本件申請図書）に対する検定）について、50の例を挙げて本件検定が違法である旨主張した（うち、番号12と番号41とは同じ事例であるので、実質は49件）。番号1から31は、本件申請図書と他社の検定申請図書の記述が基本的・実質的に同一であるのに、本件申請図書に対してのみ検定意見が付された事例（「ダブルスタンダード検定」（タブスタ検定））の事例であり、他は、内容的に誤りもしくは不当な検定意見が付された事例である。
- 2 そして、原告は、本件申請図書に対する405件の検定意見の内容は、ひたすら検定意見を増やして「一発不合格」にもっていくように仕組まれたとしか解釈のしようのない違法なものであったと主張した。
- 3 原告が調査を進めたところ、以下のとおり、文科省が、本件申請図書を「一発不合格」にするために、他社の教科書と比較して明らかに不平等な取扱いをしていたことが明らかになった。そこで新たな請求原因として追加する。
- 4 文科省は、「一発不合格制度」が教科書調査官や教科用図書検定調査審議会（検定審議会）の作業の負担を軽減させるためにはやむを得ない制度であると主張してきたが、この主張は、まったくの誤りであることが明らかになった。すなわち、原告の教科書には単純ミスが多い欠陥教科書であるのに対し、

他社の教科書は単純ミスが少ない、したがって、本件申請図書が「一発不合格」になるのは当然であるというが、これがまったくの誤りであることが分かったのである。

- 5 これについては、検定から採択に至る過程を説明する必要がある。
 - (1) 検定に合格した教科書は「見本本」と呼ばれる教科書に製本されて、教科書会社から全国の都道府県市区町村教育委員会に送られ、教育委員会が、翌年度から傘下の学校で原則向こう4年間使う教科書を決定する。これを「採択」という。
 - (2) 採択された教科書は、翌年4月から学校で使われるが、実際に生徒に供与される教科書を「供給本」という。見本本から供給本が発行されるまでの約1年間にはノーベル賞の受賞者が新たに出現したり、オリンピックが延期されて開催されたりすることがあるため、供給本にはそれらを反映する必要があるからである。そのため教科書会社が自主的に文科省に対して訂正申請をする。これを「訂正申請」という。
- 6 検定に合格した教科書は、検定が厳格に行われていれば、その訂正申請件数は、常識的な範囲に収まるはずである。ちなみに、原告による再度の検定申請における訂正箇所は13件であった。
- 7 原告は、情報公開法に基づき、他社の訂正申請書の開示を請求した。その得られた資料を一見したところ、驚くべき事実が判明した。令和元年度に各社から提出された各社の見本本の訂正申請件数は、教育出版が700件、日本文教出版が564件にも及んでいた。原告が指摘された405件よりはるかに多い数の訂正申請がなされていたのである。そこで、その内容を精査したところ、検定が本件申請図書に対するのと同じような注意深さで行われていれば指摘されたはずの誤りが大量に含まれ、そればかりではなく、全く検定しなかったといってもおかしくないような単純な誤りが多数見逃されていたことが発覚した(甲第12号証)。そのうちの一部である教育出版と日本文教出版の各10件の内容については詳細に分析した(甲第13号証の1及び2)。
- 8 上記以外にも一目でわかる誤記が全く目こぼしされていた実態が明らかになった。訂正申請のごく一部を例示すると、教育出版については以下のとおりである。
 - (1) 令和2年3月27日付訂正申請書(甲第14号証の1)では、「庸などのを負担」を「庸などのを負担」に(番号1)、「測量しため」を「測量したため」に(番号3)、「いふはゆう伊波普猷」を「いはふゆう伊波普猷」に(番号4)、訂正している。
 - (2) 令和2年8月14日付訂正申請書(甲第14号証の2)では、「初めてつくられました。…これらが作られた」を「初めて造られました。…これらが造られた」に

(番号13)、「野尻湖ナウマン象博物館」を「野尻湖発掘調査隊提供」に(番号20)、「文化財」を「埋蔵文化財」に(番号41)、「京都」を「平安京」に(番号100)、「p129」を「p128」に(番号181)、「長崎港図」を「長崎港俯瞰細密図」に(番号193)、「輸送のための街道が」を「輸送で人や物が行き交い、街道が」に(番号203)、「築地 反射炉図」を「築地 反射炉図」に(番号224)、「ロシア艦隊を全滅させるなど」を「ロシア艦隊に勝利するなど」に(番号310)、訂正したり、写真提供者無記入を「ひばりプロダクション提供」と明示に訂正(番号372)している。

(3) 令和2年10月7日付訂正申請書(甲第14号証の3)では、「紀元前4世紀になると」を「紀元前6世紀になると」に(番号18)、「少」のふりがなを「しよ」から「しょう」に(番号26)、「スペイン領から独立して」を「スペイン国王の支配から独立して」に(番号50)、「やまのうち」を「やまうち」に(番号61)、訂正し、「北前船などでにぎわう新潟の湊(新潟県立図書館蔵)」として掲げた絵画を「船でにぎわう新潟の湊(新潟市歴史博物館象)」として別の絵画に差替えている(番号69)。また、「うるしの採集」として掲げた絵画に、全く新たな3行もの記述を挿入(番号75)している。

9 次に、日本文教出版の令和2年10月26日付訂正申請書(甲第15号証)では次の訂正がなされている。

「街道」を「街道」に(番号3)、「兵馬抗」を「兵馬坑」に(番号21)、「近江の 海」を「近江の 海」に(番号82)、「痛みの目立つ裳階の高欄」を「傷みの目立つ裳階の高欄」に(番号101)、「さまざまこと」を「さまざまなこと」に(番号102)、「知恩寺」を「知恩院」に(番号130)、「消失してしまい」を「消失してしまい」に(番号153)、「酒作り」を「酒造り」に(番号159)、「踊り」を「踊り」に(番号168)、「通行許可とを」を「通行許可を」に(番号192)、「国の史跡 指定され」を「国の史跡に指定され」に(番号231)、「宮崎 安貞」を「宮崎 安貞」に(番号237)、「湯島聖堂を建てる(1691)」を「湯島聖堂を建てる(1690)」に(番号238)、「東海道中五十三次」を「東海道 五十三次湯島聖堂を建てる(1690)」に(番号246)、「青森県立郷土資料館蔵」を「青森県立郷土資料館蔵」に(番号247)、「古たたみ」を「古畳」に(番号249)、「船の体の色」を「船体の色」に(番号280)、「p.44」を「p.45」に(番号289)、「官営模範工場」を「富岡製糸場」に(番号291)、「カムチャッカ」を「カムチャツカ」

に(番号301)、「抗義」を「抗議」に(番号315)、「偏^{へん}方向」を「片^{かた}方向」に(番号345)、「署名^{しよめい}」を「署^{しよめい}名」に(番号355)、「5」を「6」に(番号356)、「同盟^{こうめい}」を「同盟^{どうめい}」に(番号360)、「東京^{ときょうと}都」を「東京^{とうきょうと}都」に(番号363)、「当時に日本政府は」を「当時の日本政府は」に(番号386)、「広島で10数万人」を「広島で十数万人」に(番号390)、「第6章」を「第6編」に(番号404)、「1961年」を「1962年」に(番号442)、「さつまいの栽培」を「さつまいもの栽培」に(番号442)、「今から2600年前」を「今から2500年前」に(番号481)、「徳川綱吉の政治(～一七〇六)」を「徳川綱吉の政治(～一七〇九)」に(番号535)、「写真は1794年のもの」を「写真は1777年のもの」に(番号558)、訂正し、また年表に「”」が落ちているものをふかしている(番号549)。

- 10 以上のほか、両社の訂正箇所として、参照頁の漏れや間違い、さらには国宝や文化遺産の記入漏れが多数存在する。
- 11 両社の以上の訂正申請の大部分は、一般人でも容易に発見可能なものであり、原告の見本本であれば、間違いなく指摘されたであろう。これらは、教科書の本質には直接影響しない些細なミスを是正したという反論は許されない。なぜならば、原告はこのようなミスを追及されて一発不合格という厳罰を受けたからである。
- 12 先に述べたとおり、訂正申請制度は、ノーベル賞受賞者などのような客観的な事情変更による訂正の余地を認めたもので、単純ミスは本来検定で指摘されていなければならないものである。ただし、常識的な範囲の検定の見逃しはありうることで、原告の再検定申請の場合の13件の訂正申請において(上記第6項)、単純ミスは3件であった。しかし、上記の両社の訂正申請のようにその数が異常に大きい場合は、検定姿勢における差別的取り扱いが認められ、もはや看過できない重大な問題を胚胎する。公正でなければならない行政処分の著しい不公正として検定自体の違法性が問題となる。
- 13 被告は、上記の明白な御祈祷を見逃した理由を説明しなければならない。それが、故意であればもちろん、怠慢であったとしても、本件申請図書だけには目を皿のようにして一字一句を調べ上げた態度との相違が不公平ではなかったことを証明する責任がある。それを回避することは許されない。そして、両社の訂正申請に対して、被告がどのような対応をしたのかも問題となる。「雪駄が被差別者によって作られていた」などという重大な記述(教育出版の訂正申請)が訂正申請で認められたというのであれば、そもそも検定制度は崩壊している。
- 14 ところで、本件申請図書は、1頁当たり1.2件以上の欠陥箇所があるとして一発不

合格となったのであるが、指摘箇所に加えて本来欠陥とすべき申請箇所の数を加えれば、日本文教出版は497件、教育出版は476件に及び、これは1頁当たり1.2件を優に超えている(甲第16号証の1及び2)。したがって、両社の申請図書も一発不合格になって当然であったのである。以上は、原告が、情報公開法路利用して入念な調査を行って初めて明らかになったのである。原告の努力がなければ上事実は闇に葬られたであろう。

- 15 そもそも、見本本作成から供給本作成までの間は上記のとおり、約1年間の余裕があるから各教科書会社は、その間に、見本本を精査して誤記や標記の不統一などを徹底的に見つけ出して訂正申請をしているのが実情である。文科省もそれを前提として検定に当たってきたはずで、そのこを原告も過去の経験から実感していた。ところが、平成28年3月18日に、1頁当たり1.2件の一発不合格制度を設け、その制度を原告にのみ適用し、他社には従来どおりの対応をしたのが本件の本質である。そのことは、原告に対する審議時間だけが異常に長いことから窺える。検定審議会の審議録(甲第17号証)によれば、審議時間は、合計で20時間55分であるが、そのうち、実に約10時間10分が本件申請図書に費やされている。

すなわち、第1回審議(令和元年9月11日13時30分から17時50分までの4時間20分)では本件申請図書と竹田恒泰著の中学歴史が審議された。審議録は作成しなかったとのことであるので、詳細は不明であるが、竹田本は学習指導要領に反しているとの判断であったから短時間の審議で終り、大部分の4時間が本件申請図書の審議に充てられたと考えられる。第2回審議(令和元年9月27日13時30分から19時40分までの6時間10分)は全て本件申請図書の審議に充てられた。結局2回の合計10時間10分が本件申請図書の審議に充てられたことになる。

第3回審議(令和元年10月4日13時30分から19時05分までの5時間35分)及び第4回審議(令和元年10月10日13時30分から18時20分までの4時間50分)の合計10時間25分は、学び舎、育鵬社、教育出版、東京書籍、帝国書院、山川出版社、日本文教出版の申請図書の審議に充てられた。このように全審議時間のほぼ半分が本件申請図書の審議に向けられたのである。

- 16 以上の結果からわかることは、今回の検定では、以前の検定と同様、教科書調査官は、原告の申請図書を除く各社の申請図書の検定を厳密にしていなかったことである。その上、各社の訂正申請書を見ると、明白な誤記や内容が誤っている記述の訂正理由が「変更が適切な体裁、記載のため」と判で押したように記載されており、それらがそのまま通っている。このような状態はもはや、検定自体が文科省と教科書会社のなれ合い、もたれ合いでなされていると言っても過言ではなく、教科書検定制度は崩壊していたと言わざるを得ない。

以上